

第5期中期目標期間における

広報戦略



令和3年4月

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

目 次

I. 広報戦略の策定の趣旨	1
II. 広報戦略の目標	1
III. 基本方針	2
IV. 具体的方策	2
1. 特別支援教育に関する情報収集・発信を充実する （戦略的な広報の推進、教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理 解促進の活動の推進）	2
2. インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関と の研究交流の推進	6
3. 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信	7
V. 広報推進体制	8

I. 広報戦略の策定の趣旨

- 本研究所は、これまで特別支援教育のナショナルセンターとして、「情報普及」を主要活動の一つとして位置づけ、研究成果の還元はもとより、国の政策や教育現場の課題解決等に資する様々な情報の収集・発信や理解啓発活動に力を入れてきた。
- 特別支援教育については、関連制度の改正や各教育現場の努力等により、その理解や認識が高まっており、研究所としても、各種セミナーの開催、合理的配慮に関するデータベースの構築、教材の展示会の実施等を通じて、教育関係者を中心に特別支援教育に関する一層の理解啓発に貢献してきた。
- 特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであること、また、特別支援教育の理解や認識が高まっていることから、今後一層の教員の専門性の向上が求められている。このため、特に教育関係者へ研究所から有益な情報を発信していくことが引き続き求められている。
- また、我が国のインクルーシブ教育システムを構築していくために、幅広く国民から特別支援教育に関する理解を得ることや、国際的な動向把握や情報発信、自治体や学校の課題に合わせた情報提供も重要である。
- このような状況に適切に対応するため、第5期中期目標を踏まえ、研究所として、特別支援教育に関する情報の収集・発信等を戦略的に進めるため、基本方針や具体的方策をまとめた「広報戦略」を策定する。
なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。

II. 広報戦略の目標

- 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関する情報について、教育関係者に対して必要かつ有益な情報を提供すること。また、理解啓発等を通じて、幅広い国民からの特別支援教育に関する理解・支援を得ること。
- 我が国のインクルーシブ教育システムの構築に資するため、国際的なインクルーシブ教育システムの動向を把握し、国内で幅広く発信すること。
- 自治体や学校が直面する課題の解決に関して、研究所の知見を生かして支援や情報発信を行うこと。

これらの活動を通して、特別支援教育の理解促進や教育現場の実践等に貢献し、もって、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に積極的に寄与することを目標とする。

Ⅲ. 基本方針

- 上記の目標を達成するため、以下の3つの基本方針の下に、推進する。
 - 1. 特別支援教育に関する情報収集・発信を充実する
(戦略的な広報の推進、教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進)
 - 2. 国際的動向を把握し、それを国内で幅広く発信する
 - 3. 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信を行う

Ⅳ. 具体的方策

- 1. 特別支援教育に関する情報収集・発信を充実する
(戦略的な広報の推進、教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進)
 - (1) 戦略的な広報の推進
 - 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な研究から教育実践に関わる内容まで、関係機関及び団体を通じて、幅広い情報を計画的に収集する。
 - 収集した情報については、情報内容に応じて、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備し発信する。情報発信においては、メルマガやLINEなど様々な手段を活用するとともに、研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な読者層にとって有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意する。
また、情報発信については、全国の教育関係者に伝わるよう文部科学省や関係団体の協力を得ながら、発信する対象やタイミングを考慮し、戦略的に行うよう努める。
 - 研究成果については、以下についてホームページに掲載し情報提供に努める。

- ・サマリー集の公表
(重点課題研究・障害種別特定研究を中心に、終了した研究課題について、終了した翌年度の5～6月に成果報告書を簡潔にまとめたサマリー集を作成・配布し、研究成果の普及を図る。)
- ・ガイドブック、リーフレット等の作成
(各研究チーム・研究班において実施する研究活動について、積極的にガイドブックやリーフレット等わかりやすい形でまとめ普及する。)
- ・「研究紀要」の刊行
(毎年度1回、研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として刊行)
- 各研究チーム・研究班の研究活動の成果等について、オンラインでの説明会や学会発表、誌上発表を積極的に行う。
- 研究活動等の諸活動に関する情報や特別支援教育に関する情報について以下をホームページに掲載し情報提供に努める。
 - ・特総研ジャーナルの刊行
(毎年度1回、研究所における事業の取組実績や特別支援教育に関する国内の動向を「特総研ジャーナル」としてまとめてホームページに掲載する)
 - ・NISE Bulletin（英語）の刊行
(毎年度1回、特総研ジャーナルの英訳およびサマリー集、研究紀要の要旨等を英訳し、「NISE Bulletin」としてまとめてホームページに掲載する。)
- メールマガジン及びLINEアカウントへの登録を会議等で案内し、より多くの登録者へ研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。また、LINEの利用者数を踏まえて、メールマガジンの継続の必要性について検討する。
 - ・メールマガジンの配信
(毎月1回、研究所の事業案内等を配信する。)
 - ・LINEの配信
(毎月2回程度、研究所の事業案内の概略等を簡便に案内し、詳細情報を

掲載しているホームページへ導くことで情報を提供する。また、配信回数にとらわれることなく、随時必要な情報を配信する。)

- 研究所のホームページの有用度(ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等)に関して、例えば全国特別支援教育センター協議会加盟機関や特別支援教育進連盟加盟団体にアンケートをとるなどして情報収集を行い、これに基づき、ホームページの利便性の向上を図る。

ホームページの利用状況等を把握して、毎年度、年間 75 万以上の訪問者数を確保する。

- 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者(大学教員、大学院生等)に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。

(2) 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進

- ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。

- 全国の教育関係者を対象に、関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため研究所セミナーを開催する。

- ・ 研究所セミナーの開催

(特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため「研究所セミナー」を毎年度計画的に開催する。セミナーにおいては、諸外国の特別支援教育に関しての情報提供も行う。また、アンケートにより有益な情報が得られたとの回答について 85%以上を確保する。)

- 広く一般を対象に、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、以下の取組を行う。

- ・ 研究所公開の開催

(研究所および特別支援教育の理解啓発のため、研究所の施設の公開や活動成果の展示等の取組を行う。実施の際は筑波大学附属久里浜特別支援学校とも連携すること。)

- 全国を地区ブロックに分け、その地域における特別支援教育の理解啓発を図る取組を行う。

- ・特別支援教育推進セミナーの開催

(毎年度3地区)

(地域の課題や必要としている情報を把握し有益な情報を提供するために、教育委員会、特別支援教育センター、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会等の関係団体等及び大学と連携を図り開催する。(集合型だけでなくオンラインによる開催を含む))

- 特別支援教育推進セミナーでは、ブロック内の参加者(教員、関係機関職員等)同士の意見交換や協議の時間を設け、ブロック内の交流促進や関係構築を支援する。

- 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員を対象に、特別支援教育の理解啓発・普及を図ることを目的としたリーフレットを作成する。

- ・特別支援教育リーフ(仮称)の発行

(特別支援教育の経験年数の少ない教員をターゲットとしたリーフレットを年数回発行し、ホームページに掲載するとともに、各種会議等で周知する。その中で、障害のない子どもやその保護者への障害に関する理解啓発に関する内容を扱う。)

② 発達障害教育に関する理解啓発活動

- 幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、発達障害のある子供の教育に関する基本的な知識、具体的な指導・支援の方法等、有用なコンテンツの整備を進める。

- 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携し、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援が行われるよう、情報提供の充実を図る。これらの取組により、発達障害のある子どもの教育について、教員や保護者の一層の理解促進を図る。

- ・発達障害教育推進センターのウェブサイトの充実

(国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携したコンテンツの充実等を図ることで、毎年度、年間10万件以上の訪問者数を確保する。)

- 教育委員会や特別支援教育センター等と連携した指導者養成や専門性向上の取組を通じて、発達障害のある子どもの教育の充実を図る。また、福祉等の関係機関との連携による理解啓発に係る取組を通して、地域にお

ける支援体制構築の促進を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携した事業を実施する。

- ・「発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議」における教育と福祉が連携・協働するための人材育成の推進（文部科学省・厚生労働省・国立リハビリテーションセンターとともに開催）

- ・世界自閉症啓発デーシンポジウムの開催
（厚生労働省・日本自閉症協会とともに世界自閉症啓発デーシンポジウムの開催を行う）

③ 支援機器等教材の普及

- 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の展示室整備を進める。

- ・ i ライブラリー（教育支援機器等展示室）の整備
- ・ 発達障害教育推進センター展示室の整備
- ・「あしたの教室」（特に通常学級をイメージした学校現場で活用される ICT 機器等の展示室）を整備するとともに、ICT による授業実践例をオンラインにより発信する。

- 支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。また、第 5 期中期目標期間において、教材活用方法の動画コンテンツを配信するなどの充実を図る。

2. インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

- 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、中期目標期間終了までに 7 カ国以上の諸外国の動向や取組について、まとめてホームページ等で公表する。

- 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣及び共同協議会等を行い、研究交流の促進を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に行い、広く教育関係者等への情報の普及を図る。
 - ・ 海外の研究協力機関と協力した協議会等の開催
（韓国国立特殊教育院との協議会を開催する。）

- ・海外における特別支援教育に関する情報の発信
(研究所セミナーやオンライン報告会等を通して情報提供・発信する)
- コロナウイルス感染症の状況を見つつ、海外からの特総研への視察・見学を積極的に受け入れ、情報の提供を行う。

3. 自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信

(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援

① インクルーシブ教育システムの構築に関する都道府県や市町村の課題の解決を図るための取組

- インクルーシブ教育システムの構築に関する都道府県や市町村の課題の解決を図るための取組について、派遣された職員と研究所職員が連携・協働して事業を推進する。

・地域支援事業の実施

(毎年度、研究所の協力を得ながら地域の課題解決に取り組みたい自治体を公募して、派遣された職員と研究所職員が連携・協働して実施する。本事業を中期目標期間中に 30 件以上実施するとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。)

- 地域支援事業の取組の成果については、地域における報告会や協議会の開催等を通じて広く一般にも普及を図るとともに、成果をまとめたリーフレットの作成等を通して、他の都道府県・市町村等にも普及を図る。

- 都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの推進に係る相談に対応するとともに、研修会等への講師派遣や専門的な知見の提供等、取組の支援を行う。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組を支援する。これらの相談内容や取組については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。

・全国特別支援教育センター協議会の開催

(毎年度 1 回、全国特別支援教育センター協議会の研究協議会を開催。また、オンラインを活用した加入機関同士の交流を促進し、共同研究等、地域が協働して行う取組を支援)

- ② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実

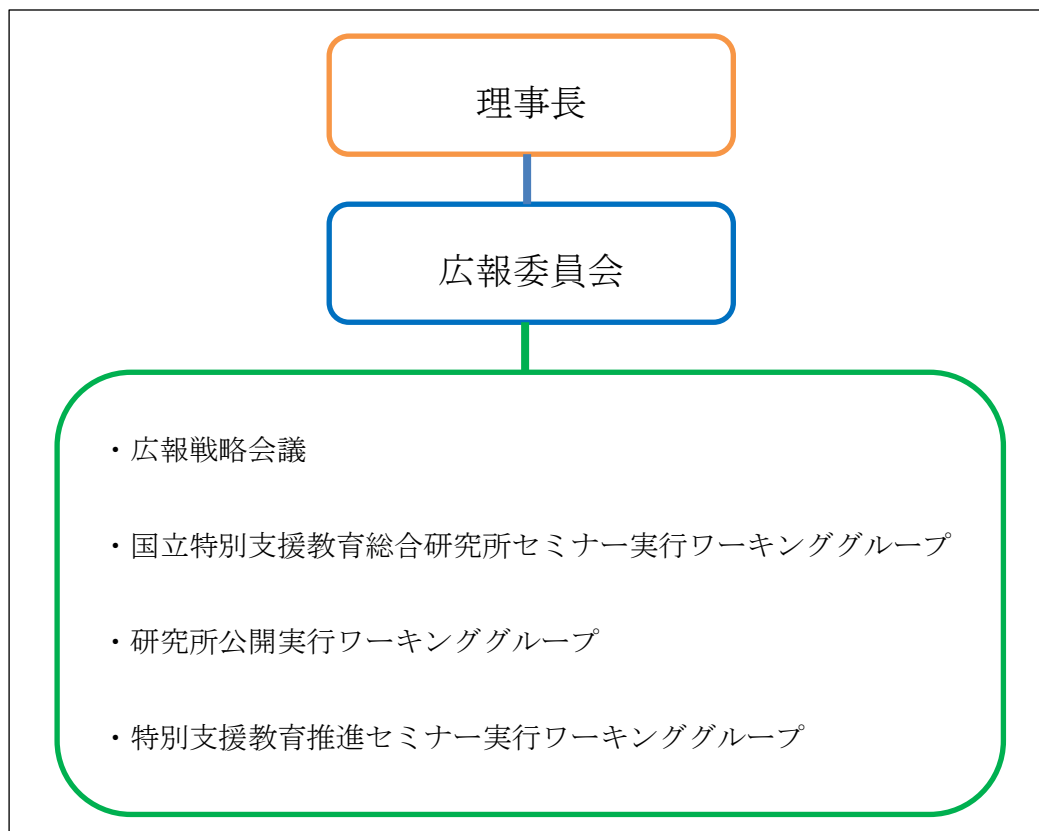
- インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）について、特別支援教育センター等の関係機関と連携して幼稚園等、小・中学校、高等学校等での周知と活用を促すとともに、より閲覧者の利便性を向上させたデータベースとする。
 - ・インクル DB の運用
（各都道府県・市町村・学校等が直面する課題の解決に資するため、関係機関と連携して周知と活用を促す）

（２）関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

- 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。
- 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師の派遣（会場に訪問せずインターネットを介して行うもの等を含む）を実施し、教員の専門性の向上に貢献するとともに、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。主に、国等、大学、都道府県・指定都市・中核市が行う研修等への講師派遣は、求めに応じて積極的に行う。
- 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年１５回程度）に実施し、関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校を通して教員や保護者からの相談に対応し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校への遠隔指導に関する取組を行うとともに、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会や保護者等への相談会において、情報提供を行う。
 - ・日本人学校への情報提供
（特総研だよりによる情報提供（年３回）、日本人学校校長会への参加、文部科学省から派遣される「在外教育施設派遣教師内定者等研修会」の講師、海外駐在予定の保護者等の相談会での情報提供、メールによる情報提供等によって年１５回程度行う）

V. 広報推進体制

- 研究所における広報活動を全所的な取組として推進するために、以下のような体制を組織する。



- 広報委員会は、理事を委員長とし、情報・支援部長をはじめとする各部長、センター長により構成し、広報戦略の実施に関わる重要事項について検討する。
- 広報戦略会議は、広報戦略の実施に関わる重要事項について、広報委員会での検討・審議に資するため、調査・分析・資料作成等を行う。
- 広報戦略に係る具体的な取組のうち、所内の全ての部・センターに関わる事柄については、部署横断的なワーキンググループを設置して着実に実施する。